

東京学芸大学教員研究費等配分基準の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p><u>国立大学法人東京学芸大学教員研究費等配分基準</u></p> <p>第1 1及び2〔省略〕</p> <p>3 第1各号の経費に係る配分方法及び配分額については、<u>教育研究評議会予算専門委員会</u>（以下「<u>専門委員会</u>」という。）の検討を経て、<u>教育研究評議会</u>が決定する。</p> <p>第2 この基準の改廃は、<u>専門委員会の検討を経て、教育研究評議会</u>が決定する。</p> <p>第3 この基準に定めるもののほか、教員研究費等の配分に関し必要な事項は、<u>専門委員会</u>が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> この基準は、平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>東京学芸大学教員研究費等配分基準</p> <p>第1 1及び2〔省略〕</p> <p>3 第1各号の経費にかかる配分方法及び配分額については、「<u>教育・研究経費の配分に関する専門委員会</u>」が決定する。</p> <p>第2 この基準の改正に当たっては、「<u>教育・研究経費の配分に関する専門委員会</u>」で議決し、「<u>財務委員会</u>」で決定する。</p> <p>第3 この配分基準に定めるもののほか、教員研究費等の配分に関し必要な事項は、「<u>教育・研究経費の配分に関する専門委員会</u>」が別に定める。</p>